

平成16年度 定例監査結果公表

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに大崎町監査委員条例第4条の規定に基づき、平成16年度会計に係る定例監査を実施しましたので、その結果を同法199条第9項並びに同条例第8条の規定により、次のとおり公表します。

1 監査の対象

- (1) 財務に関する事務の執行
- (2) 経営に係る事業の管理
- (3) 備品の管理状況

2 実施日程

町長部局、議会、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会について、平成16年12月1日から平成17年2月10日まで実施

3 監査結果および意見

- (1) 財務に関する事務の執行について

平成16年度の事務に関する事務事業が、経済的、効率的に実施されているかを主眼とし、法令および条例等の定めに従って事務処理がなされているかを監査した。

監査の結果、各会計とも予算の効率的執行により計画された事務事業については、所期の目

有効利用するとともに、不用な物は廃棄処理を行うなど適正な管理に努められた。

(4) その他

随意契約については、地方自治法施行令第167条の2で定める要件に該当する場合のみ許されているが、『時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき』という同条第1項中第5号による随意契約が多く見られた。随意契約の手続きについては、相手方の選定や価格の決定等を容易に行うことなく、契約が真に有利であるかどうか確認するとともに、公正かつ有利な契約が締結されるよう努められた。

今後、なお一層の経営合理化を図りながら、事業の使命である安全かつ安い水の安定供給に最善の企業努力をされたい。

(3) 備品の管理状況について

平成15年度購入の備品について、現物確認と管理利用状況を監査した結果、全般的によく管理運用がなされている。

備品は、町の財産のひとつでもあるので、現物を常に把握し

平成17年4月から

歯科相談を 実施します！

大崎町保健センターにおいて、平成17年4月から、毎月1回、歯科衛生士による個別相談を実施いたします。

子供さんの年齢・お口の状態で応じたむし歯予防指導を始め、歯質の強化を目的に定期的にフッ素塗布やブラッシング指導もいたします。

「おいしく楽しく自分の歯で食べる」ということは、生涯を通じて全身の健康にもつながることだと思います。成人の方も歯周病やむし歯により、歯を失う多くの原因となっています。歯周病やむし歯もりっぱな病気です。少しでも関心を持つことで、お口の健康が向上していくことを願っています。

お口の健康のことで、気になること、相談されたいことがあります。したら、お気軽にお越しください。なお、日程・時間等については、毎月広報でお知らせします。

【問い合わせ先】

大崎町保健センター

TEL 76-11111 (内線146)

風しん(三日はしか) ワクチン予防接種の 年間実施について

風しんワクチン予防接種を平成17年4月から、年間を通して、町内医療機関で実施いたします。

風しんは、風しんウイルスの飛沫感染によつて感染する急性の発疹症です。2〜3週間の潜伏期の後に、軽いカゼ症状から始まり、発疹、発熱、後頸部リンパ節腫脹などが主な症状です。そのほか眼球血膜の充血もみられます。発疹も熱も約3日間でおおりますので、『三日はしか』と呼ばれています。

患者のほとんどが風しんワクチンの接種を受けていないことが明らかになっており、年長児や大人になつてからかかると一般に重症になりやすく、3日ではなおらないことが多いようです。接種していない子供さんは早めに接種するように心がけてください。

1歳から接種できますので、接種希望の方は、直接希望の町内医療機関に予約をしてください。なお、予約票につきましては、対象月の月末に送付する予定です。

【問い合わせ先】

大崎町役場保健センター

TEL 76-11111 (内線146)

平成17年2月23日

大崎町監査委員 園田 忠

前田俊行